

令和 6 年 4 月 17 日現在

機関番号：24405
研究種目：若手研究
研究期間：2020～2023
課題番号：20K13367
研究課題名（和文）同族会社に関する会社法上の規律の検討

研究課題名（英文）Family Business and Corporate Law

研究代表者

仲 卓真（Naka, Takuma）

大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80825018

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、同族会社の実態や行動原理を踏まえたときに会社法が同族会社をどのように規律すべきなのかを検討した。まず、経済学や経営学の研究を参照して同族会社の実態やその経営者の行動原理を把握することを試みた。そして、その成果を踏まえて次のような研究を行った。まず、同族会社における株式の相続によって生じる株式の準共有関係の規律のあり方に関する研究の成果を取りまとめた。また、令和3年民法改正が株式の準共有にどのような影響を与えるのかを明らかにした。さらに、同族会社の株主構成に関わる株式譲渡制限制度において譲渡制限株式の売買価格の決定における「売買価格」をどのように解するべきであるのかを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、同族会社の実態や行動原理を把握して法学研究に応用可能な形で提示することで、法学での同族会社研究にとっての理論的基盤を提供するという点にある。具体的には、経済学や経営学の研究を参照して同族会社の実態やその経営者の行動原理を把握することを試みた。これによって、今後の法学での同族会社研究がより実態に即して説得的な形で展開可能になることが期待され、本研究においてもいくつかの法的問題について同族会社の実態を踏まえた検討を行った。また、日本の会社の多くが同族会社であることを踏まえると、本研究は、そのような同族会社の実態に即した研究を可能にするという点で社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：In this research, I examined the legal rules concerning family business, taking into account the nature of family business. To begin with, by referring to research in economics and business administration, I attempted to understand the nature of family business and the values governing a owner-manager of family business. Based on the results, I conducted the following research. First, I completed my research on the legal framework regulating co-ownership of shares that arises from inheritance of shares of a family-controlled company. I also examined how the 2021 Amendment of Civil Code affects the co-ownership of shares of a stock company. Furthermore, I examined how we should interpret the "sale price" of shares with restriction on transfer when a petition for the court to determine the sale price is made under the system of restriction on transfer of shares which relates to the shareholder structure of a family-controlled company.

研究分野：民事法学

キーワード：会社法 同族会社 ファミリービジネス 閉鎖会社 株式の相続 株式の共有 令和3年民法改正 譲渡制限株式の売買価格

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 同族会社に関する従来の研究

日本の会社の多くは非上場会社であり、さらにその多くは、主要な株主が経営者自身およびその親族である会社(同族会社)である。したがって、会社法に関する解釈論や立法論を展開する際には、このような同族会社にも配慮する必要がある。実際にこれまでも、閉鎖会社でその支配株主から少数株主をどのように保護するべきかといった点が議論されてきた。このような従来の研究は、支配株主と少数株主とのエージェンシー問題の存在という閉鎖会社の特徴に着目して、その解決策を探るものである。そして、その研究は、主として、支配株主と少数株主との紛争が生じる場面を想定している。

(2) 従来の研究の不十分さ

ところが、このような従来の研究は、次のような点で不十分な面がある。まず、閉鎖会社が実態としてどのような存在であるのかについて、具体的な共通認識が形成されていない。例えば、閉鎖会社の株主構成がどうなっているのかといった点についての理解が論者によって異なったままに議論が展開されているように思われる。また、閉鎖会社について議論が進展しているのは、主に支配株主による抑圧からの少数株主の保護という限定的な部分についてのみであって、それ以外の場面、例えば、平時においてどのようなガバナンスが適切であるのかといった点については、十分に議論がなされていない。

(3) 研究の進展の可能性

また、従来は、同族会社の実態を把握する主な手掛かりが、有事(紛争が生じた場合)の同族会社に関する裁判例に限られていた。これに対して、2000年前後から、経済学や経営学の分野において、同族企業に関する研究が発展してきている。その成果を参照することによって、従来の研究では具体的に意識されてこなかった同族会社の実態、例えば、同族会社の株主構成と業績の関連性等を把握できる可能性がある。また、経済学や経営学の研究の中には同族会社の経営者の行動原理を明らかにしようとするものも存在しており、その成果を参照することによって、同族会社において平時にどのようなガバナンスが適切であるのかといった点についても議論を進めることができる可能性がある。このように、近時の経済学や経営学における研究の進展によって、従来の会社法学では把握できなかった同族会社の実態や行動原理を意識して、より実態に即した適切な形で同族会社に関わる会社法上の規律を検討できる可能性が出てきている。

2. 研究の目的

このような背景の下で、本研究の課題の核心をなす学術的「問い」は、同族会社の実態や行動原理を踏まえたときに、会社法がその同族会社をどのように規律するべきなのか、である。本研究では、この問いに答えるために、具体的には次のような目的を設定した。最初に、経済学や経営学の研究を参照して、同族会社の実態やその経営者の行動原理を把握する。そして、その結果を踏まえて、次のような検討を行う。まず、同族会社の実態に即して、従来行われてきた閉鎖会社に関する研究の再検討を行う。次に、同族会社の株主構成に関する経済学や経営学の研究を踏まえて、同族会社の株主構成に関わる会社法上の制度に関する検討を行う。最後に、同族会社の経営者の行動原理に関する経済学や経営学の研究を踏まえて、同族会社においてどのようなガバナンスが適切であるのかという点を検討する。

3. 研究の方法

本研究では、まず、経済学や経営学の分野における同族企業に関する研究成果を調査・分析することによって同族会社の実態やその経営者の行動原理を把握し、その知見を法学研究に応用可能な形にまとめて、そのうえで、その成果を踏まえて法学における具体的な問題の検討に取り組むこととした。

4. 研究成果

(1) 同族会社の実態やその経営者の行動原理の把握

本研究では、まず、経済学・経営学の分野において2000年前後から活発になされているファミリービジネスに関する研究の成果を参照することによって、同族会社の特徴を従来よりも正確に把握した。その結果として、次のようなことが明らかになった。

まず、同族会社においては、支配株主が存在する会社の場合と同様に、次のようなことが指摘されている。すなわち、一方で、株主と経営者との間のエージェンシー問題が軽減される可能性が指摘されており、それと整合的な実証研究も存在する。その理由としては、同族会社においては、創業者一族が多くの株式を有していること、また、創業者一族が経営者の地位にも就いていることが挙げられる。他方で、支配株主である創業者一族とその他の株主との間のエージェンシー問題が生じる可能性も指摘されており、そのような可能性を示唆する実証研究も存在する。

また、このような創業者一族の支配株主としての特徴だけではなく、同族会社を支配株主が存在する他の会社と区別して、同族会社自体の特徴に着目した研究も存在する。そのような研究では、創業者一族と同族会社の感情的な結びつきをどのように扱うのが問題とされていると理解することができる。まず、一方で、そのような感情的な結びつきがエージェンシー問題を軽減して企業のパフォーマンスに正の影響を与えるという指摘があり、他方で、そのような結びつきが縁故主義や利他性として表れて企業のパフォーマンスに負の影響を与えるという指摘がある。また、上場していない同族企業においては、支配株主とその他の株主との間のエージェンシー問題が、創業者一族の中でも、つまり、経営に関与している家族と経営に関与していない家族との間でも生じ得ること、そして、そのようなエージェンシー問題は創業者一族の世代が進むにつれて生じやすくなる傾向にあることが指摘されている。さらに、2010年前後から、創業者一族と同族企業の感情的な結びつきを正面から捉えて、同族企業の特徴が socioemotional wealth を重視することにあると考えて、このような観点から同族会社の特徴を明らかにしようとする考え方が有力に主張されているが、このような研究はまだ発展途上の段階にある。

(2) 同族会社における株式の相続に関わる問題 株式の準共有関係の規律のあり方

本研究では、次に、(1)の成果を踏まえて、研究代表者が現在までに取り組んできた研究である同族会社における株式の相続に関わる諸問題のうち、特に相続によって生じる株式の準共有関係の規律のあり方に関する研究の成果を次のように取りまとめた。

すなわち、同族会社の大株主が死亡して、当該会社の株式が複数の共同相続人によって準共有されることになったという場面において、その株式についての権利の行使に関する規律として、より円滑な事業承継を実現するためにはどのような規律が望ましいのか、その規律はどのような法的構成によって実現することができるのかについて検討した。具体的には、まず、ドイツ法や明治期の起草過程を参照しつつ会社法 106 条の目的を明らかにした上で、そこから解釈論や立法論を展開した。そのうえで、より円滑な事業承継を実現するためには、準共有者間の内部関係において、各準共有者による議決権の不統一行使の主張を認めるべきであると主張し、これを実現するための法的構成を提示した。

(3) 令和 3 年民法改正が株式の準共有に与える影響

本研究では、また、令和 3 年民法改正が株式の準共有にどのような影響を与えるのかについて検討を行った。この検討の背景には、令和 3 年民法改正によって共有に関する民法の規定が改正され、その改正内容が株式の準共有関係の規律のあり方に影響を及ぼし得ることとなったという事情がある。そこで、具体的には、会社法 106 条にいう権利行使者と改正後民法 252 条の 2 にいう共有物の管理者の関係、権利行使者の指定解除が権利行使者に改正後民法 252 条 3 項にいう「特別の影響」を及ぼすべき場合の対応、権利行使者が準共有者の指図に反して権利を行使した場合の対応と改正後民法 252 条の 2 第 4 項との関係、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務（改正後民法 249 条 2 項）が従来の考え方や実務に与える影響等について検討を行った。

特に、最後に挙げた改正後民法 249 条 2 項の新設は、次のように、従来の考え方や実務に対して一定の影響を与える可能性があり、そのことを踏まえて実務上どのような対応が可能であるかについて検討してその対応策を示した。すなわち、令和 3 年民法改正によって自己の持分を超える使用の対価を償還する義務が規定されたところ（改正後民法 249 条 2 項）、株式の準共有者の多数派が自己の持分を超えて準共有株式の全部についての議決権の行使内容を決定し、その決定に基づいて議決権が行使された場合（権利行使者を通じてそのような権利行使を行う場合を含む）には、多数派の準共有者は、同項に基づいて自己の持分を超える議決権行使の対価を償還する義務を負うことになる。もっとも、実際にこの対価の額を算定することは容易ではない。そこで、そのことを前提として対価償還義務を発生させないようにするための実務上の対応としては、準共有株式についての議決権の行使に係る意思決定において、準共有株式についての議決権を各準共有者の持分の価格に従い不統一的に行使することを、改正後民法 252 条 1 項に従って準共有者の多数決によって決定するという対応が適切であると考えられる。

(4) 譲渡制限株式の売買価格決定における「売買価格」の解釈

本研究では、最後に、同族会社の株主構成に関わる会社法上の制度の一つである株式譲渡制限制度についての研究を行った。具体的には、譲渡制限株式の売買価格の決定における「売買価格」（会社法 144 条 2 項）をどのように解すべきであるのかについて検討した。その中では、まずは従来の裁判例が交換価値説を採用しているのに対して従来の学説ではプロ・ラタ価値説が主張されているということを確認したうえで、次のように、従来の学説が主張するプロ・ラタ価値説の根拠が説得的ではないということを示すと同時に、株式譲渡制限制度の趣旨や手続、支配株主が置かれた状況等を具体的に踏まえると交換価値説を採用するべきであるということを示した。

まず、プロ・ラタ価値説は、交換価値説を採用した場合には支配株主が少数株主を抑圧して保有株式を売却するように仕向けるインセンティブが生じると主張している。しかしながら、交換価値説を採用したことによって支配株主が少数株主を抑圧して保有株式を売却するように仕向けるインセンティブが生じ、または強化されるという想定は現実的ではない。

そして、譲渡制限株式の売買価格の決定における「売買価格」は、次の理由から、交換価値を意味すると解すべきである。まず、株式譲渡制限制度の下では、譲渡制限株式の株主であっても、まずは通常の取引における株式の譲渡によって投下資本を回収することが予定されている。そして、会社または指定買取人による買取りは、会社がそのような株式の譲渡を承認しなかった場合に当該譲渡に代わる投下資本回収の手段を保障するものであると位置づけられる。そのような投下資本回収の手段を保障するためには、会社または指定買取人による買取りにおいて、通常の取引における株式の譲渡によって回収することができたであろう株式の価値を保障すれば足りる。

また、譲渡制限株式の譲渡承認に関する関係者のインセンティブに与える影響という観点からも、次のように交換価値説を採用した方が望ましい。すなわち、まず、プロ・ラタ価値説を採用した場合には、少数株主は会社に譲渡制限株式の譲渡承認をさせないようにするインセンティブを有することになるが、それは望ましいものであると評価することができない。また、プロ・ラタ価値説を採用した場合には、交換価値説を採用した場合よりも、会社（支配株主）が譲渡制限株式の譲渡を承認せざるを得なくなる可能性が高くなるのに対して、交換価値説を採用した場合には、プロ・ラタ価値説を採用した場合よりもそのような可能性が低くなる。したがって、株主の投下資本回収の手段を保障したうえで、会社の閉鎖性を維持するという株式譲渡制限制度の趣旨をよりよく達成するためには、プロ・ラタ価値説よりも交換価値説を採用する方が望ましい。

(5) 本研究の成果の学術的意義や社会的意義

以上のような本研究の学術的意義は、同族会社の実態や行動原理を把握して法学研究に応用可能な形で提示することで、法学での同族会社研究にとっての理論的基盤を提供するという点にある。具体的には、経済学や経営学の研究を参照して同族会社の実態やその経営者の行動原理を把握することを試みた。これによって、今後の法学での同族会社研究がより実態に即して説得的な形で展開可能になることが期待され、本研究においてもいくつかの法的問題について同族会社の実態を踏まえた検討を行った。また、日本の会社の多くが同族会社であることを踏まえると、本研究は、そのような同族会社の実態に即した研究を可能にするという点で社会的意義を有する。

(6) 今後の課題

以上のように、本研究では、同族会社の実態や行動原理を踏まえたときに会社法がその同族会社をどのように規律すべきなのかについて検討した。その中で、同族会社の株主構成やその経営者の行動といった同族会社の実態を把握することを試みた。しかしながら、会社法は、同族会社を区別して規律しているわけではなく、閉鎖会社の一部として同族会社を規律しているにすぎない。したがって、同族会社だけを切り出してその法的規律のあり方を研究することには、会社法の具体的な立法論や解釈論につながりにくいという点で限界があった。このことを踏まえると、同族会社だけではなく閉鎖会社の実態を把握することによって、そのような閉鎖会社の実態を踏まえた会社法の具体的な立法論や解釈論を展開することができると考えられる。そこで、今後、このような研究を「閉鎖会社概念の再構成と閉鎖会社法制のあり方の検討」(JSPS 科研費 JP24K16275)として実施する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 2332
2. 論文標題 令和4年度会社法関係重要判例の分析〔上〕	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 4-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 2333
2. 論文標題 令和4年度会社法関係重要判例の分析〔中〕	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 38-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 2334
2. 論文標題 令和4年度会社法関係重要判例の分析〔下〕	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 72-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 516
2. 論文標題 株式の相続 株式の準共有を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 2022-2
2. 論文標題 〔論文紹介〕コーポレート・ガバナンスの格差 (Kobi Kastiel & Yaron Nili, The Corporate Governance Gap, 131 Yale L.J. 782-860 (2022))	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 325-330
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 2347
2. 論文標題 〔商事法判例研究(690)〕募集株式の発行により株主となった者の確定 [大分地決令和2年1月27日]	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 159巻6号
2. 論文標題 譲渡制限株式の売買価格決定における「売買価格」の解釈	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 38-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲卓真	4. 巻 480
2. 論文標題 〔判例評釈〕スジャータめいらくの吸収合併にかかる株式買取価格決定申立事件の検討 [最決令和5年10月26日]	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 資料版 / 商事法務	6. 最初と最後の頁 114-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 83
2. 論文標題 準共有株式についての権利の行使に関する規律	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 285-292
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2301
2. 論文標題 令和3年度会社法関係重要判例の分析〔上〕	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 20-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2302
2. 論文標題 令和3年度会社法関係重要判例の分析〔中〕	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 86-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2303
2. 論文標題 令和3年度会社法関係重要判例の分析〔下〕	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 68-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2306
2. 論文標題 令和3年民法改正が株式の準共有に与える影響〔上〕	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 4-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2307
2. 論文標題 令和3年民法改正が株式の準共有に与える影響〔下〕	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 73-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 354
2. 論文標題 〔判例研究〕一時払い外貨建て年金契約の勧誘と適合性原則 [東京地判令和2年11月6日]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 保険事例研究会レポート	6. 最初と最後の頁 13-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 463
2. 論文標題 〔判例評釈〕モルフォ従業員持株会を通じたインサイダー取引に対する課徴金納付命令処分取消請求事件の検討 [東京地判令和4年1月21日]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 資料版 / 商事法務	6. 最初と最後の頁 131-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2318
2. 論文標題 〔商事法判例研究(679)〕取締役の報酬等についての全株主の同意〔東京高判平成30年6月28日〕	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 405/406
2. 論文標題 営業譲渡・事業譲渡における不正の競争の目的による競業の禁止の再定位 商法16条3項・会社法21条3項の現代的意義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 471-507
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00018236	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 1570
2. 論文標題 〔判例解説〕株式買取請求をした株主と会社法318条4項にいう「債権者」〔最判令和3年7月5日民集75巻7号3392頁〕	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 令和3年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 88-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 62号
2. 論文標題 〔判例評論〕任期短縮の定款変更による取締役の退任および不再任と会社法339条2項(名古屋地判令元・10・31)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 86-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 仲卓真
2. 発表標題 〔商事判例研究〕募集株式の発行により株主となった者の確定 [大分地決令和2年1月27日金融・商事判例1599号46頁]
3. 学会等名 京都大学商法研究会2023年度5月例会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 仲卓真
2. 発表標題 令和3年民法改正が株式の準共有に与える影響
3. 学会等名 第454回関西商事法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 仲卓真
2. 発表標題 令和3年度会社法関係重要判例の分析
3. 学会等名 第448回関西商事法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 仲卓真
2. 発表標題 〔判例研究〕一時払い外貨建て年金契約の勧誘と適合性原則 [東京地判令和2年11月6日]
3. 学会等名 2022年度10月保険事例研究会 < 大阪 >
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 準共有株式についての権利の行使に関する規律
3. 学会等名 第443回関西商事法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 準共有株式についての権利の行使に関する規律
3. 学会等名 日本私法学会第84回（2021年度）大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 〔商事判例研究〕取締役の報酬等についての全株主の同意〔東京高判平成30年6月28日金融・商事判例1549号30頁〕
3. 学会等名 京都大学商法研究会2021年度11月例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 企業犯罪と会社法 有事の場合における会社法上の規律
3. 学会等名 第3回企業犯罪研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 齊藤真紀、愛知靖之、岡田昌浩、河村尚志、高橋陽一、山口幸代、山下徹哉、和久井理子編、仲卓真ほか 著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 788
3. 書名 川瀆昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念 企業と法をめぐる現代的課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------